

# 議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成 2 5 年 1 月 2 4 日 ( 木 )

杉 並 区 議 会

## 目 次

議会運営委員会理事会の会議記録について .....	3
地方自治法の一部改正に伴う対応について	
(1) 杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例 .....	3
(2) 杉並区議会会議規則 .....	8
議会運営委員会の申し合わせ事項について .....	8

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成25年1月24日(木) 午前9時58分～午前11時18分	
場 所	第2委員会室	
出席理事 (6名)	理事 富本 卓 理事 渡辺 富士雄 理事 原田 あきら	理事 大熊 昌巳 理事 小川 宗次郎 理事 小松 久子
欠席理事		
理事以外の 出席議員	議長 井口 かづ子	副議長 島田 敏光
出席理事者		
事務局職員	事務局 局長 与島 正彦 議事係 長 野澤 雅己 議会広報係 長 井口 隆央 担当書記 上野 和貴	事務局 次長 和久井 義久 事務取扱区議会事務局 参事 庶務係 主査 横山 淳二 議会法務係 長 杉原 正朗



(午前 9時58分 開会)

富本理事 これより議会運営委員会理事会を開会する。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

富本理事 初めに、理事会の会議記録だが、10月30日から12月25日分までをメールでお送りしている。この内容でご承認いただいてよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 ご承認いただいたので、本日から公開の扱いとする。

《地方自治法の一部改正に伴う対応について》

(1) 杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例

富本理事 それでは続いて、自治法の一部改正に伴う対応について。

まずは、政務調査費の活動費変更に対する部分だが、地方自治法の改正に伴い、これまで委員会条例等を改正してきた。ご承知のとおり、政務調査費に関しても対象となっており、これまで政務調査費調査検討委員会で協議をしてきたが、現在条例案の確定には至っていない。資料にあるとおり、検討委員会から理事会において協議を依頼する旨の通知があった。については、理事会において協議をするので、現在の条例案の概要等についてまずは事務局からの説明をお願いします。

議会法務担当係長 それでは、配布した資料、案1、案2のほうをごらんいただきたい。

前回の政務調査費調査検討委員会から多少変わったので、それも含めて説明をする。

まず、案1は、都道府県ないしは市議会議長会のモデル条例を基本にして改正しているものである。

大きく変わっているところが、案1の3ページ。右側が現行で左側が改正案ということで、3ページの第9条が、現行見出しが「使途基準」になっているところを「政務活動費を充てることができる経費の範囲」ということで改め、9条の内容については記載のとおりになっている。

続いて、4ページ。第11条は、見出しを「透明性の確保」に改め、「第11条 議長は、報告書、出納簿及び領収書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。」とした。

続いて5ページの別表だが、現行は「政務調査費使途基準」となっている。現行は規則で定めているが、今回条例に盛り込むということで、改めて名称を「政務活動に要する経費」としている。その表の中の現行「科目」としているところも「項目」に改めた。

それから、特に大きく変わったのが5ページの中段の広聴広報費、こちらについては新たに設けた。杉並区議会では、現行、広報費はあるが、広聴費はない。ただ、会議費というのを既に設けており、それと一体化した形になっている。記載のように内容を2つに分けた。

それから、その下の要請陳情等活動費についても、項目名は、都道府県のモデル条例を参考に盛り込んだ。広聴広報費の1番のところに、「住民相談等の活動」ということで住民相談をここに入れた。前回の検討委員会のときに要請陳情等活動費に入れていたが、住民からの意見の聴取とか住民相談というのは結構似ているところがあるので、ここは市議会のモデル条例を参考にし、住民相談についても、要請陳情等活動費から広聴広報費のほうに入れかえている。

それから6ページをごらんいただきたい。会議費だが、こちらについても、前回の検討委員会では内容については1つにまとめたが、記載のように2つに分けてある。

その表の下の現行、注意書きは「注 括弧内は例示」としているのを「備考 括弧内は、例示とする。」というふうに改めた。

次の7ページ、8ページについては、様式の改定で記載のように改めた。

案1については以上。

続いて、案2に移るが、こちらは現行の条例基礎基準を基本的に変えない方向で改めている。

前回の検討委員会では、2ページの第8条のところで、会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期が終わった次の月の10日としたが、改めて現行のとおりという形になった。

次に4ページの第10条に、前回の検討委員会ではなかったが、新たに第5項として、「報告書及び出納簿は、議長に提出後30日以内に、杉並区議会のホームページに掲載して公表しなければならない。」という文言を盛り込んだ。

第11条は、前回の検討委員会では第11条の第2項として、報告書、出納簿及び領収書等については区民等が自由に閲覧できるように供するものとするという文言が入っていたが、こここのところは削除されている。

使途基準については記載のとおり。

また、最後の収支報告書の内容についても記載のとおりである。

私のほうからは以上。

富本理事　それで、案2について確認だが、前回の検討委員会では案2はネミが提案し、案2がまた違う形で出ているが、これはどういう経過で出ているのか。条例の説明はい

いが、経過を説明してほしい。

小松理事 検討委員会の中で提案した現在の前払い方式を後払い方式にというのは、検討委員会の議論の中で賛同が得られないようなので、これはやめようと考え、そして議長の報告、議長の調査というか、透明性の確保という観点から、自由に閲覧できるということ以前提案していたが、それを世田谷区に倣ってホームページに掲載して公表するという形のほうが、より皆さんの賛同が得られると考え、提出し直した。

富本理事 要は、案2が新たなネみの提案という受けとめ方でよろしいか。

小松理事 そうである。

富本理事 了解した。今まで検討委員会で議論した経過がある。それから、理事会でも何度も話しているが、施行期日の関係があるので、条例案文そのものについては早目早目に対応していかなければならない。検討委員会でも意見が分かれているが、改めて、案1と案2が出ているが、各会派の意見を伺いたい。

大熊理事 私どもは、この案1を通したい。

渡辺理事 同じで、自治法の改正に伴い案1で。

小川理事 前回の検討委員会と同じで、案1である。

原田理事 その後、我が会派で議論をしたところ、案1の変更点が、特に別表の改定がかなり問題のある改定が含まれているという議論になった。例えば研修費というところも、広聴広報費と要請陳情等活動費というところだけ網かけがあるが、実はかなり細かいようで、変更点がほかの網かけのない部分にもたくさんあり、研修会、講演会とはっきりと規定されている研修費のところ「研修会、講演会等」とか、そういう文言がかなり新しいところでは含まれており、「調査研究に基づく政策立案のための会議」と今までのものでは定められているのが「各種会議」となっていると、網かけ以外の部分でも大きな変更点があったということで、我が会派としては案1に乗ることはできないという立場で、結果的には現行どおりと、それから規定の整備にとどめるということで意見が一致した。

今、案2を見たところ、そういう点でほぼ現行どおりとなっていて、ただ単に政務調査費が政務活動費に変えられているぐらいの変更点にしている。特に別表がほぼ今までどおりの内容になっているということで、私たちは今見た限りでは案2を推したい。

富本理事 ネみは案2でよいか。

小松理事 はい、案2でお願いしたい。先日も検討委員会の中で話したが世田谷区の条例では、領収書やその他の証拠書類もホームページ上で掲載しており、杉並ではそこまで一気にというのは難しいと思い、収支報告書と出納簿に限っているので、これは皆さん

にもぜひ賛同いただいて実現させたい。これまで透明性を高める、また、区民の方たちの納得を得られるように改革を進めてきたというこの杉並区議会の考え方を、さらにこの機会に進めるような改正案だと思っている。ぜひホームページ上への公表というところを賛同いただきたい。

富本理事 今意見があったが、案2の新たな提案も含めた上で、案1を推されている会派の方は、意見はあるか。ないか。ということは、案1と案2で分かれてしまっているわけで、これは正直、調整のしようもない状況ととらえるしかないと思うが、いかがか。期限も決まっており、どちらするのか。これは検討委員会でも同じで、それで改めて議長のほうから理事会でということになったので、理事会でも話をしたが.....。

小松理事 それでは、10条に5項を加える、この点だけでも案1の中に組み込むという形でどうか。

富本理事 今新たな提案もあった。ちょっと事務的なことで確認しておくが、今公表されている部分においても閲覧をしているような方もいるが、これは実際事務局としてはどうか。

議会事務局次長 48名の方の出納簿等をホームページに公表する、技術的には可能だと考えているが、本日も実は理事会終了後お願いをしようと思っているが、現在のところ、提出期限は10月になっているにもかかわらず、まだ12名の方が1回も出されてないというような状況がある。そうした中で、どうやって公表していくのか、ホームページに載せていくのか。出さない方は載せないということにもなるので、その辺、実際にどう運用していくのかということに課題があると思っている。

小川理事 私たちもいろいろ議論した結果、今の提案はあったが、案1で行くということ。

富本理事 自公もそういう形か。

大熊理事 はい。

富本理事 今ネみからもそういう意見があったが、必要ないということで話が出ている。ということは、これは意見の一致もないということになるのか。

それでは、そういうことなので、条例案については案1及び案2について、案3みたいなことも出てきたが、理事会で意見が一致しないので、過去にもあったが、要するにそれぞれが案を提出して議論していく、一定の決着を見ていくという方向でよろしいか。

それでは、それぞれの案の提出はそれぞれの会派にお任せをして、条例案については、各会派で検討して改めて条例案として提出をすることでよいか。

議会法務担当係長 大変申しわけないが、1点確認をする。まず、案1の3ページ、第9条の中に、中段ぐらいに「区政に反映させる活動その他の住民福祉」、ここに1つ「住



民」というのが出てくる。それから、5ページの別表のところ、広聴広報費、この中に1つ目に「住民からの要望及び意見の聴取、住民相談」と出てくる。それから、2番目のところにも「住民に報告する」。それぞれ、これは区民に変えたほうが座りがいいと思っている。

議会事務局次長 現在の案では「住民」という形になっているが、今の区の条例からすると、特に区民という言葉を使っているほうが一般的なので、今、区民に変えてはいかがかという説明をさせていただいた。

議会法務担当係長 議決した他の自治体の状況によると、住民というところもあれば、区民に変えているところもある。

富本理事 これは案1を支持している方の中で議論をして、最終的にどういう形にするかを決めるような形になる。今現状でこういう形だということだが。

これは一応提出の期限等もある。それから、一応、議会全体のことなので、いわゆる非交渉会派に対する対応も必要だが、その辺について事務局いかがか。

議会事務局次長 2月5日に理事会があり、そこで決定をしなければいけないので、2月4日までに条例案を提出いただきたい。部数をそろえるということをお願いをしたいと思っている。

あと、非交渉会派の関係は、あす25日に、今こういう状況で条例案を検討していることを報告して、もし何か提案があれば、同じく2月4日までに提出することと、また検討委員会の中で使途基準等の検討も進めているので、その辺についても、あす意見を伺いたいと思っている。

富本理事 今、案1と案2、どちらになるかわからないが、これはそれぞれを支持している方で賛同を募るのか。あした非交渉会派への説明があるならば、それぞれ案1と案2を示し、事務局のほうでどうするか聞いたほうがいい。それぞれの会派で当たるのか、事務局に両方出しておいて、あした集まるのであれば、どちらを支持するか、また、賛同者をするかどうか。そういう手続論はどうするのか。

議会事務局次長 事務局としては、賛同するかどうかを2月1日までに連絡するよう説明しようと思っている。第1案、第2案で賛同者になるということであれば、事務局に連絡いただければ、その方を賛同者にし、あとは提案者と個別に詰めていただきたい。

富本理事 そういう対応でよろしいか。事務局から非交渉会派に説明し、2月1日までに賛同するのか、または別で提案するのか等々、決めていく。1日も理事会あるのか。

議事係主査 1日は平成25年度当初予算の説明の理事会がある。

富本理事 4日が期限だが、できる限り早いほうがいいので、1日にある程度の概要がわ

かれば、そういう段取りで進めたいので、よろしく願いをする。

では、今の政務活動費への変更についての件はこれでよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

## (2) 杉並区議会会議規則

富本理事 続いて、自治法改正に伴って会議規則についても変更が必要となる。事務局から説明をお願いします。

議会法務担当係長 引き続き、資料4をごらんいただきたい。

会議規則の新旧対照表だが、自治法の一部改正に伴い、現行の第125条「協議又は調整を行うための場」の本文中、地方自治「法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を別表第2のとおり設ける。」とあり、その下に別表第2を記載している。次のページ、2ページ目に政務調査費調査検討委員会の項中の「政務調査費」を「政務活動費」に改めるという改正内容である。

以上。

富本理事 これは文言整理なので、特段問題ないと思うが、よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 それでは、これは一応会議規則の変更なので、議員提出議案を提出する。この議提についての提案者は議運のメンバー全員でよろしいか。

原田理事 もとの法律にそもそも反対をしたという経緯があるので、会派で確認をしたい。

富本理事 了解した。では、原田理事、1日までに大丈夫か。

原田理事 はい。

富本理事 では、1日までに確認をしていただく。ほかの会派はいかがか。よろしいか。

ネみはいかがか。

小松理事 確認したい。

富本理事 では、これについては早目に確認を願う。ただ、基本、文言整理なので、その点をご理解いただきたい。

## 《議会運営委員会の申し合わせ事項について》

富本理事 続いて、申し合わせ事項の前の続きの協議を行う。

意見開陳のことは平行線で、とりあえずちょっとおいておこうということになるので、きょうは3番、議会運営委員会からである。「委員構成 交渉会派により、構成。会派人数の按分を割当て人数とする。」、これはよろしいか。今もそういうふうに

やっている。

「交渉会派は4人以上の会派とする。(H24.5.18議運)」、これはいろいろ意見はあるところだが、現状はそう決まっている。

原田理事 うちで出た意見としては、3人に戻せという意見。

富本理事 そういう意見もあるが、現状はそう決まっている。

続いて、「開催 議運、理事会は回数も多く、資料も当日配布であることから、掲示板に通知を掲示する他、各委員、理事にメールでお知らせする。」、これはよろしいか。ほかの委員会はそういう形でやってないのか。

議事係主査 やってない。

富本理事 「回数も多く」とかは外していい。

議事係主査 はい。

富本理事 それから、「資料は、緊急の案件もあることから、当日席上配付とする。」、これはこれで決まり。

続いて、「定例会の告示日に行われる議運において、当該定例会の会期を審査する。」「委員外議員の質疑、意見も認め、審査結果は本会議初日に委員長から報告する。」これは現状こういう方法でやっている。これも問題ない。

「議案審査 議員提出議案について、議運委員全員の場合は、提出者は説明者席に移動せず、そのままの席次で進行する。」、これも今はそうやっている。特段問題ない。

「提出者が、委員長を含む一部の委員からの提出の場合は、委員長職を副委員長に交代し、委員長は説明員席に移動する。」「議員全員が提出する議員提出議案については、委員会付託を省略する。」ここまでよろしいか。

議運はこれで行っているが、ほかの委員会はどうなっているのか。別に特段決まりはないのか。

議事係主査 ほかの委員会で出るものというのは、大体請願・陳情に関する意見書とかなので、委員会の賛成をもって提出となる。大体全員の提出というのがほとんどになっているかと思う。

富本理事 これは議会運営委員会の項に入っているけれども、いわゆる委員会全体の話なのかどうかということを確認したい。

議事係主査 この部分については議会運営委員会だけの考え方である。

富本理事 内容としては今やっていることを文章にしているので、特段問題ないと思うが、議会運営委員会の項はとりあえずこれでよろしいか。追加もまたあれば言ってほしい。

続いて、議会運営委員会理事会。

「理事構成 理事は交渉会派の幹事長とし、委員長会派は委員長を含め2名の理事を選出する。」、これは決まっているのか。別に幹事長と決めてない。これは外す。

別に、委員長会派は委員長を含め2名にしているということも、これは申し合わせまでには言ってない。その都度その都度確認をしている。

議会事務局次長 これは24年の5月、このときの理事の構成はこうするという申し合わせなので、トータルで、次回どうするかというのはまたそのときの話になる。

富本理事 この理事の構成は外す。7名以内か何かということは決まっている。

続いて、「全会一致制 理事会での決定は全会一致を基本とする。」、これも日本語としてどうなのか。先ほどみたいに一致できなかった場合もある。原則として全会一致を基本とするとか、そういう書き方ではない。なるべくとか、そういう書き方になる。その方向で進めている。

次、「会議記録は要点筆記とし、理事の承認を得て公開する。」、これはそのとおり。

「会議記録は、各理事にメールで配信する。」、これもそのとおり。

「傍聴 傍聴は議員のみであり、資料は配布することができる。」

「議員は、理事会資料を後日請求することができる。」、これはどういう意味か。

議事係主査 傍聴に来たときには資料を渡しているが、来ない方で欲しいと言った場合は差し上げることができると理事会の場で決まっているということ。

富本理事 了解した。

それから、毎年ある「特別区議会議長会の要望事項 各交渉会派から提案があった場合は、理事会で検討し、提出の可否を諮る。」、これはそのとおりやっている。ここまですよしいか。

続いて、予算・決算特別委員会。

「委員会構成 全議員を構成員とする。」、これはそのたび議運で決定をしている。一応そういう形でやっているということですよしいか。

それから、現状は質疑持ち時間は、質疑時間割り当ては予算特別委員会が1人6分とする。これは今のとおり。

決算は今どうなっているか。

議事係主査 24年3定は歳入が5分で歳出が6分。来年度はまた検討ということにはなっている。

富本理事 現状はそういうなっている。ただ、それもそのたび議運で決定。だから、現状は一応こうなっているということですよしいか。

それから、予特は、外し分がある。持ち時間にだれかを入れない。

議事係長 予特は正副議長。決特は正副議長と議員選出の監査委員。

富本理事 その分が外れている。これを除いた人数で計算をしているということは入れておくよう。

次、「資料請求 予決算審議に使用するために区長部局に資料を請求することができる」、これは慣例か。

議事係主査 はい。どこにも規定がなく、一応慣例でやっているもの。

富本理事 「審査時の資料の使用等 委員長に許可を取ってから使用する。（慣例）」、これも別に予決特だけではなく、ほかの委員会も同じだと思うが。

議事係主査 はい。

富本理事 どこかに書いてあるのか。

議事係主査 本会議のところに書いてある。では、そこに委員会も準ずるとしておく。

富本理事 それは委員会も全部一緒だから、そう記載する。

原田理事 資料請求というのは慣例で、要綱でも何でも規定はないのか。

富本理事 資料請求というのはちょっと微妙というか……

議会事務局次長 昔から慣例で行われているものである。

富本理事 出さなくてもというのは変な言い方だが。

議会事務局次長 予決特の前に資料を請求できるという根拠はないが、当然、予算とか決算とかの審査をするので、実際には質疑で数字とか確認すればよいわけだが、特に数字だとか推移だとか、そういう資料にできるものはできるだけ資料で事前に渡して、審議の効率化とか、そういったものを図っているというのが現状だと思っている。

富本理事 特段よろしいか。

次、全員協議会。「区側の開催請求 議運での区長挨拶の際に申し入れ、議長が開催を決定する。」はこのとおり。「区長挨拶の際に」というのは書かなくてもいい。

議事係主査 はい。区長の申し入れでいい。

富本理事 そこはちょっと直すこと。

「議運等がない場合は、区長から議長あてに開催請求の通知をもらい、開催する。（慣例）」、これは1と2を合わせて記載する。

次、「委員会等からの開催請求（今後の課題：委員長から議長に招集請求をして、招集などの方法を検討。）」

議事係主査 これは実は議会改革特別委員会でそういった議論をした関係で、どこかで決めなければいけないと思って、これをつくった当時に括弧書きで記載した。今現在ちょっと検討が……

富本理事 そこまで議論が進展してない。

議事係主査 はい。今後どうするか、今のところ決めておかなくてもいいとは思う。

富本理事 今後こういうことは可能性としては考えられる、別に議会改革だけではない。

議事係主査 可能性としてはありえる。

富本理事 ただ、現状はこれは特段.....

議事係主査 今のところ、1回も行われたケースはない。

富本理事 全協は区側からの申し入れ以外はやったことはなかったのか。全部そうか。

議事係主査 すべて区のほうから。

富本理事 全然話は違うが、昔は物すごく全協があったと先輩が言っていた例があるが、最近全協が減ったというか、それは特段何かあるのか。

議会事務局次長 私の記憶だと、昔は日切れ法案で税法改正があると必ず全協をやって、こういう形で専決処分をやるか、結構毎年やっていたような記憶があるが、最近余り日切れ法もなくなったのかどうなのか。その辺含めて少し減っているという感じはあるが、それがなぜかと言われると、明確な根拠は私もわからない。

富本理事 何とか計画とかよくある。ああいうのも昔はよく全協で説明していたが、あるのがいいのか悪いのかはまた別問題として、そういう声は聞いたことがある。

議会事務局次長 はい。全協でやっていた時代も多分あったと思う。今は逆に、自治基本条例だとか、特別委員会を設置ということもあるので、その辺もある程度影響はしているかと。

富本理事 全協、特別委員会の話は、いろいろあるからそこまでは決められない。

次、請願・陳情。「請願紹介議員 議会運営の中立公平性保持の点から、付託先の委員長は、紹介議員とならない。」、これは委員長だけか。

議会事務局次長 今現在は、委員は紹介議員になれないということで運用はしている。

富本理事 そう変えてはどうか。大体幹事長がその委員会だと、副幹事長にお願いしたりしているケースがあるので、これは付託先の委員会の所属委員は紹介議員になれないと。

ただ、これは事務局にもお願いしておきたいが、1年ごとに委員会が交代していて、残っているケースがある。本当は外れなければいけないのではないか。だから、例えば、そのときは私が都市環の委員だったから書いたけれども、2年目に総財にかわったら、総財に付託されている請願が残っていると、本来それは外れるとか、だれかにかわってもらうとかが必要になる。

議会事務局次長 議会運営の中立公平性の保持の観点からすれば、そのとおり。

富本理事 だから、それは事務局に、大変面倒だが、委員会の変更があったときは、そこ

は対応をしてほしい。決めてくれればいい。

議事係長 委員長に限定したのは、今富本理事が言ったように、委員会がかわった場合に交代できるから委員長と限定しているはず。これを、その前に言ったように、委員はその委員会の紹介議員になれないとすると、少数会派の方は紹介議員になれなくなってしまふので、それはよくない。委員長に限定しておいたほうがいいのではないか。例えば1人会派の人で区民生活委員会にいる委員は、区民生活委員会に付託される請願の紹介議員になれなくなってしまふ。多数会派の方であれば、委員長以外の方は紹介議員になれるから、そうすると、同じ議員なのに紹介議員になれないということが起こってしまうので、やはりこれは委員長と限定しておかないと、少数会派の人が、1人の会派の人が委員長になればまた別だが、委員であって紹介議員になれないということが発生してしまうことを考えると、これは委員長にとどめておいたほうがよろしいかと思う。

それから、その後の交代というのは、もちろん委員会がかわった時点で交代というのは前からやっていたので、それはそれでよろしいかと思う。

富本理事 そういうこと。では、逆に言うと、我々がかわっている理由もない。例えば僕が総財の委員で、総財に来て、わざわざ例えば大熊理事に別の委員会だからお願いしたりしているけれども、逆にそういうことになると、別に多数会派の人だって、委員長でなければいいということになる。そこが我々は今運用としては、委員長でなくてもほかの方をお願いしているように、それは伝統というか、そういう形でやりなさいと言われてきたからそうやっているが、そうすると、我々だって別に、その委員会に属していても、委員長でなければ紹介議員にそのままなっているのかということを確認したい。

議事係長 私の認識では、委員長以外の方はなっても問題ないという認識でいた。

原田理事 何年か前に似たような案件があって、そんなのあったのかと言いながら、うちの会派で調整をしたことがあった。

富本理事 だれか別の人にやってもらった。

原田理事 はい。そんな決まりがあったのかという場面が確かにあって、私もちょうど同じことを言おうと思ったが、これを委員にすると、確かに少数会派の人間は、通して出そうと思っていたものは全部陳情になってしまうという気はしていた。特に大きな会派でも、それぐらいはいいというのがあれば、私は委員長にとどめたほうがいいのかという気はする。

富本理事 私も個人的な意見としては別に委員長に定めてもいいが、そうすると、我々がわざわざ今までやってきたことは何だったんだということ。我々そういうふうに、委員の人は紹介議員になってはいけないと、だれに教えられたかわからないが、教えられて

きたのは確かなので、だからわざわざかえてきた。紹介を幹事長で頼まれることが多い。そういう場合はかわってもらってきた経緯があるので、その行為は無駄だったのかということ。

議事係長 恐らく委員長がなれないというのは、請願・陳情を委員会で審査する場合に、委員長がどれをやるかというのを決定するので、それで委員長が紹介議員になってしまうと、変な言い方をすると、自分のものばかりできるということになるので、委員長はならないという理由だと私は思っていた。そのほかの理由で当該委員の方が紹介議員になれないという理由は、ちょっと私は今思いつかない。

富本理事 了解した。では、これは改めて調べてほしい。我々そういうふうな形でやってきたので、もしそれが、紹介議員にそのまま委員の人がなってもいいわけであれば、委員長でなければいいという形は、そうしたら我々が今までやってきたことを改めるというか、考え方を換えればいいわけなので、それはきょうではなくて結構なので、そこは調べてほしい。これは保留とする。

続いて、「付託 請願・陳情の付託は、それぞれの受付け締切日を3日前から2日前に短縮することを了承。」、これは、そうなのか。

議事係主査 はい。平成3年に3日前だったのを2日前ということにしたようだが、これはそのときに決めた事項なので、今現在これで運用しているということだけ書けばいい。

富本理事 2日前までということにすればいい。それは変更する。

「特別委員会への付託は議会の議決で決定する。」、これはわざわざ書く必要があるのか。特別委員会に付託するというのは特別なことなので書いているのか。

議事係主査 今現在、普通に議決で決めている事項なので。

富本理事 常任だってそうではないか。

議事係主査 はい。

富本理事 だから、特別委員会に付託をすることが結構イレギュラーなことなので、基本は常任委員会でやることを特別委員会でやるからこうなったのではないか。

小川理事 常任委員会は議長。

富本理事 議長が付託先を決める。特別委員会は議長が決められないのか。議長が決める権限はない。だから書いたのか。

副議長 常任のほうは議長が付託先を決めて、審査するよう言う。

富本理事 付託したのでよろしくと。その前に、ちょっと悩ましいのが、議運でやろうという話がこの間出た。それは下に書いてある。

では、これはそういうことで多分特別委員会と書いているから、これはそこを確認し



た上で、記載する。

「各議員への配布 議員に配布する際に渡していた規則第86条に基づく付託通知（付託について）は付託事項表と内容が重複するため、文書ではなく口頭による通知とすることとした。」、この件は何か変えた。これは今、特段問題ないのか。

議事係主査 現在口頭でやっているの、このときはこう説明のように書いたが、この項目の文章は考えたい。

富本理事 はい。では、そういうことで、これも特段問題ない。

次、「審査 委員外議員についても、質疑、意見を認め、委員会報告にも載せる。

（本会議での意見は自粛してもらう）」、これは括弧のところでは何かあった。

議事係主査 括弧のところは日本語を少し考えるよう指示があったので、文章を考えて載せかえる。

富本理事 これはこの間の意見と同じ。

「提出者補足説明 希望する場合は、委員会を暫時休憩して行う。」、そのとおり。

今そうやっている。これも改革委員会でちょっと話に出た。何か緊張するからどうのだから、いろいろそういう理由で休憩をとっているとか、休憩をとらなくて議事録に載せたほうがいいのか、そういう意見があったが、結局……

原田理事 逆に、補足説明者の、提出者の権利を守る部分もあるということ。

富本理事 そうなっている。今は希望する方だけやって、これはこのままで問題ない。

次、「議会審査になじまない陳情 議長の判断により議会運営委員会に付託し、議運での全会一致となった場合は、『議会審査になじまない』等の理由により、不採択とする。」、これはこのとおり、いろいろ議論があったが、決定をした。

「委員会審査報告 議案同様、一本一本採決する。」

議事係主査 記入しておかなくてもいい事項かなと思うが。

富本理事 要するに一括採決ではなくてやっているということ。

議事係主査 20年以前はそうやっていたのかもしれない。それを1本1本に変えるということ、こうしたのかもしれない。

富本理事 全然記憶にない。

小川理事 これは、幹事長会と書いてあるが、これはたしか決まっていなかった。これは伊藤局長が当時、単独と言ったら失礼かもしれないが、局長判断でやった記憶があって、それは私すごく鮮明に覚えている。何も報告もなく、今まで一括だったのが、3定か4定のときに突如やり出したこと。この辺は議論する余地があるかと思う。

原田理事 何号から何号までなんとか委員会の報告どおりよろしいかということをやっ

いたということか。

富本理事 はい。確かに丁寧にはなったが、小川理事としては余り賛同できない内容ということか。

小川理事 いや、確認も一切してない事項ということ。

富本理事 だから、（幹事長会）というのはおかしいと。

小川理事 これは確認してないと思うので、確認するのであれば正式に確認されたほうがいいと思う。たしか議論はしてなかった。

富本理事 結果的に追認のような。

原田理事 特段問題がなければ、丁寧ということでもいいと。

富本理事 小川理事、別にここで確認すればよろしいか。

小川理事 丁寧にすることはいいこと。

富本理事 あと、「一本一本採決する。」というのは文章を変えておく。改めて確認したということによろしいか。

次、広報。

「インターネット中継 本会議のインターネット録画中継の実施」、これは問題ない。

「常任委員会についても、録画中継を行っていく。」、これは決まっているが、予算措置がされてない。

それから「区議会定例会ポスターの掲示」、これはどういう意味か。

議会広報担当係長 平成22年1定からというのは、現在、女子美のほうにポスターデザインを委託しているが、それがこのときからということ。

富本理事 これは別に外してもいい。

小松理事 それ以前もあったのか。

富本理事 あった。いかにも区役所みたいなポスターだった。確かにポスターのない区もある。それは言われたことがある。

小川理事 ポスターを、今は選んでいる。今は広報委員会が選んでいるのか。前は幹事長会だった。これも22年以前は事務局の単独でやっていたということか。

議会事務局次長 詳細は私もわからない。

富本理事 私が最初の議長か2回目の議長かのときに、余りにもお役所なので変えようという話になって、女子美と産学連携をやった。その前は事務局単独でやっていた。

議会事務局次長 事務局で多分、ポスター作成委託みたいな形でデザインをつくってもらっていたのが役所としては一般的な契約だろうと思う。

富本理事 議長も見ていなくて、勝手に張ってあった。要するに慣例で勝手にやっていた。

議会事務局次長 周知のポスターをデザインするよう多分お任せをしていたと思う。

富本理事 これは書き方を変える。区議会定例会ポスターは作成するとか、取り決めてあるのはその程度。

議事係主査 この辺は広報委員会に全部任されている部分でもある。

富本理事 あと、その下の区議会だよりの充実も別に申し合わせ事項ではない。だから、インターネットのところは別だが、広報委員会を設置しているので、ここは整理する。

「本会議のインターネットライブ中継の実施」はやっているから、この辺はいいと思う。ユーストリームはどこかに書いてあるのか。

議事係主査 あれは傍聴の項に記載した。

富本理事 了解した。

議会広報担当係長 1点補足だが、ちょっと漏れているのが、予特・決特のインターネット録画中継の実施が平成22年の3定からということである。

富本理事 あれは録画。

議会広報担当係長 はい。録画中継である。

富本理事 あと、紙媒体の広報のほうは別に決めというのではないのか。でも、いろいろ言っている。広報委員会でやっているから、広報は広報でもう1回整理してもらったほうがいい。新年号で挨拶をどうするとかいろいろやっていた。その辺も含めて、広報のほうは整理をすること。

では、「土日開催 年1回は実施することで合意」、それは確かに、どういうやり方は別として年1回はやる方向ではある。「する方向で」でいいか。必ずやるという感じでもなかったと思うが。

小川理事 私ちょっと意見を言いたいですが、これは考えを改めたほうがいいのかうちの会派で意見があって、別に合意は、やろうという方向はしたと思うが、その時々判断でいいと思うので、わざわざ書く必要はないと思っている。

富本理事 経緯としては、土日議会をやってきて、取り立てて土日やろうということでもなかったが、いろいろな経緯で土日に当て込んできた歴史がここ数年はあって、それに対しては否定的ではないということなので、だから、私も認識としては小川理事と遠くはない。別にやることは構わないが、合意しておく必要があるのかということはどうなのかということで、する方向でいいという軽い合意だった、あのときは。これはどうか。必ず合意しておいたほうがいいのかどうか。

原田理事 必要に応じて開催でもいい。

富本理事 やぶさかでない程度。では、合意事項に入れておく必要はないこととする。

「節電対策 区と同じ期間をクールビズとし、上着の着用を自由とする。（毎年、理事会で決定）」と書いてあるが、もうこれは決定事項でよろしい。

小川理事 別に区と同じ期間じゃなくてもいいかと思うが。

富本理事 今、役所のほうも10月終わりまで一般的にやることになっている。

議会事務局次長 10月終わりまでやっているの。一時あったと思う。9月いっぱい、3定の期間は実施というのはあったが、区がぐっと10月末までに長くなったから、もう今は同じ期間である。

富本理事 これは同じ期間で、今は世の中の的には5月から10月、だから、そういうふうに書いたほうがいい。5月から10月はクールビズ期間とするということでもいい。

「議場のシャンデリア40%削減、水銀灯3分の1消灯」、こんなこと決めたのか。

議事係主査 はい。代表者会議の中で、議場をそのように節電のために取り除くということで一応了承は得ていること。

議会事務局次長 3・11の節電が厳しいときに、回線の無駄ということ。

富本理事 というか、今それが普通になった。戻ることはあるのか。

議会事務局次長 なかなかちょっと難しい。

富本理事 申し合わせ事項に入れておかなくてもいい。

「委員会室の蛍光灯2～30%削減」、これも扱いとしては同じ。今そうやっているというだけで、別に申し合わせ事項に入れておく必要はない。

次、「追悼の辞 遺族に確認の上、実施。（慣例？）」、これはやってない人もいるのか。これは現職議員のことだが。

議事係主査 現職。記録としては関議員のときとその前ぐらいしか見てないので、そのときのやり方を見たところ、こんな感じということ。

富本理事 これは遺族に確認の上実施としか言いようがない。これは本会議前か。

議事係主査 本会議中である。

富本理事 本会議中の扱いでやると、議事録に残っているのか、議員の甲辞は言っているが、あれも残っているのか。

議事係主査 残っていたと思う。すぐに確認する。

富本理事 これは遺族にご確認の上、希望がある場合はやるとする。

下に書いてある「本会議開始後に執り行う。」ということで、「甲辞を述べる議員の基準は 同期 異なる会派 同地区で考える。」と。確かにそうしている、国会でもそう。同じ選挙区の同期生がやる場合が多いから、これはこの基準でよろしいか。

では、次。「永年在職議員表彰 本人の意思で、辞退することもできる。（慣例）」、

これは申し合わせにしておく必要はない。辞退したい人は辞退すればいいということ。永年表彰をやっているということのほうがどちらかというところ記載すべき。

次、「取材 TVカメラが入る場合は、各理事に連絡をする。」、来てないときもあるような気がするが、そんなことはないのか。要するに連絡がないときが何回かあったような気がするが。

議事係主査 そういうことがあったので、去年の1定だと思うが、小川理事から指摘があって、再度ちゃんとやるようにということでは言われたという記憶はある。

富本理事 これはお願いします。申し合わせなのかどうかは別だが、これは事務局の注意事項。

「議員の呼び方 議員に対しては本会議以外でも職員は『議員』と呼ぶように区長部に依頼。」、依頼した。区長にも言ったが、いまだ守られてない例もあるが、これも議会の申し合わせじゃなくていい。

議事係主査 はい。このように残っていたので載せたが、特には必要ない。

富本理事 これは職員のほうに改めて徹底してもらおうというだけで、あれだって変な話、委員会中に都から来た職員なんか「先生が」と言ったら、直させていた。予特なんかの答弁をやるときに、そちらのほうも。

議会事務局次長 そのときには予決特では、委員ご指摘の、というように言うようにしている。

富本理事 都から来る保健センターの人なんかは、先生のご指摘どおりなんて言うと、次から直している。

議会事務局次長 気がつけば注意はしている。

富本理事 次。「後期高齢者医療広域連合議会議員 広域連合議会議員の推薦は、投票により決定する」、これはこのとおり。

「・任期は2年であるため、就任した議員は2年間務めることとする。」これはこの前申し合わせた。これはこれでいい。

「各審議会委員の選任 監査委員・農業委員を務める議員は、各審議会委員に就任しない。」、これは後期高齢者議員もそうである。私、今やっているが、審議会に就任しない。

次、「議長の肖像画の掲示方法（日時不明） 51代千葉議長より肖像画をやめ写真とする。これからの議長も写真とする。（H5年議長経験者会）（H5.3.10幹事長会で報告）60代河野庄次郎議長は、本人の意向により掲示をしない。65代富本卓議長は、本人の意向により掲示をしない。」、これは落選したらやってくれと僕は頼んである。ここ

の場からいなくなったらやってくれと。「掲示は生存中の元議長とする。」「河野議長の意向による。掲示をやめる対象者は杉並自民議員倶楽部の関係者だけなので、特に幹事長会には報告していない。」

議事係主査 ここら辺は載つける必要があるのかどうなのかも含めてと思った事項。

富本理事 載せなくていいように思う。

小川理事 会派の意見があったので。本人に任せる。やめてもやめなくてもいい、やめるべきではないか、プレートでもいいのではないか、最終的にはどうでもいいと。

富本理事 ちなみに井口議長はどうされるのか。

議長 要らない。死んでも生きていても要らない。

富本理事 プレートもあるが。

議長 プレートも要らない。

富本理事 私も要らないと思うが、とりあえずあってもプレートだけ。写真はもう要らないかなと。正直、私、自分がこういうことを言っておいてなんだが、途中抜けているとみっともないと言えばみっともない。その人はどこへ行ったという話になる。これはほぼうちの会派の人間が関係することなので、掲示そのものをどうするかは、ちょっと先輩方の意見も聞いてみる。ここの申し合わせ事項には特段書く必要はない。

次「議長交際費の公開の決定」はしている。公開というのはホームページ上ということか、どういう意味か。ホームページで載せるということを決めた記憶はある。

時間もあるので、最後まで確認する。「議員証の発行は4年に1回」。

副議長 補欠の場合はどうだったのか。

富本理事 出しているのでは。

副議長 それは4年に1遍ではない。4年に1回とは書いてない。

原田理事 議員証は途中からではないか。1期目のときはなかった。

副議長 いや、あった。この議員証は何に使えるかというのが話題になった。身分証明に使えない。

議会事務局次長 杉並区議会議員証、議員記章に関する規程というのは昭和55年に定められているので、その当時からあったことはあつただろうと思う。ただ、何で4年の申し合わせがあるのかは不明。

富本理事 毎年発行しろということがあったのでは。一応住所が書いてあるから、住所が変わったりする人もいるし、写真もあるので毎年発行という意見があったのか、もしかしたら毎年発行していたのを改善したのか。

議会事務局次長 規程では、「記章は、議員の任期の始めに交付する。」ということが定

められているだけ。

富本理事 これは、記章。

議会事務局次長 いや、議員証と記章が一緒の規程に入っている。

富本理事 これはもう決まりだから要らない。

議会事務局次長 決まっている。ただ何で4年に1回なのか。

富本理事 裏面に、変更があったら届け直せと書いてあるから、問題ない。ただ、これは使えない。

議会事務局次長 公的な身分証明書としては難しい。

富本理事 下の区役所の1階でこれを見せたことがあるが、だめだと言われた。だから、これは議員である、ということの証でしかない。

次に行く。「幹事長会説明後であれば、当初予算に限りプレス発表を認める。」・・・  
要らない。今は逆のような対応。

議会事務局次長 25年度予算も、2月1日の午後12時プレス発表で、10時からの理事会で説明をする。だから、事前は事前。

富本理事 多分、当時、勝手にやって激怒した人がいたのではないか。

議会事務局次長 この申し合わせがあるのは、多分怒られたからではないか。

富本理事 何で議員に先に知らせないのかと、多分そういう議論があったと思われる。

議会事務局次長 新聞か何かに載って怒られたという記憶が確かにある。

富本理事 今は理事会だから、理事会と変えてもらって、これは残しておいたほうがいいと思う。先に発表されると困るということ。

それから、次、「議員出退表示は50音順、丸ゴシックとする。」、丸ゴシックにすることも決まっているのか。あれは大きさがばらばらではないか。

議会事務局次長 今つくっているものと、前の人と、たしか字の太さが違う。

富本理事 何でそういう格好悪いことになったのか。

議会事務局次長 業者が違う。前につくっていた業者が廃業して新しい業者にすると、同じ線だというのはなかなか難しいということ。

富本理事 あれはすごくみっともない。あと、古い人は黒くくすんでいて、新しい人はきれい。何かみっともないような気がする。丸ゴシックは残さなくてもいいが、50音順ということは残しておいたほうがいいかもしれない。

話は違うが、本会議場の席札は私とか小川理事のときはシールである。手書きがあったり、またシールになっている。

議会事務局次長 あれを書く業者も大分少なくなってきていて、いろいろ苦労しながら、

なるべく同じように見えるようなものをつくってはいる。

富本理事 次、「核実験に対する抗議については、会期中は理事会にかけて決議を。閉会中は議長判断で要請文を当該大使館あてに送付する。（現行、この運用で行っている）」、これはここで改めてこう申し合わせをしたほうがよろしい。今そういうふうに行っている。

次、各種審議会委員はポイント制にするということだが、「各種審議会委員の選出については、交渉会派人数割りのポイント制による選出とする。（慣例）」、これは、小川理事、そのたびに決めたほうがいいと思うが。これは申し合わせにしないほうがいい。

小川理事 各種審議会委員は、その都度のほうがいいと思う。

富本理事 では、そのようにする。

次、「防災体制 安否、参集、全員協議会、情報収集等を申し合わせ」、これはそうだが、これは申し合わせ事項について決めていて、申し合わせと書いてあって、何のことかわからないので、ちょっと整理をお願いする。

議事係主査 この件については、別で定めている紙があるので、ここには要らないかもしれない。

富本理事 それでは、除く。

次、「緊急連絡 議員本人と連絡が取れない場合の緊急連絡先を事務局に届け出る。」これも関議員のことがあって、やったが、これを申し合わせに入れるかどうかは、議会の運営の申し合わせではなくて、下に注意事項みたいなものをつくって入れたほうがいいのか。どちらでもよいが、考えてほしい。

あとは「会派（議会基本条例で定義？） 会派結成届の提出等」、これはどういう意味か。

議事係主査 これは会派の定義というのが、議会基本条例で決める、決めないといういろいろな議論があった部分もあったので、記載したということ。結成届とか、そこら辺はたしか規定とかそういうのはなかったもので、申し合わせしかできないと思う。

富本理事 これはちょっと基本条例の話とは外して、もう1回事務局のほうで、控室の割合なんかは確かにある程度面積案分でということは一応あるので。

「議会におけるパブリックコメントの実施」、これは確かにこれから議員提出議案を、別に基本条例とか関係なく、我々の会派でも出したことがあるが、どうするかは検討しなければいけない。ただ、これは条例を定めるかどうかという話にもかかわってくるので、ここで申し合わせで話し合う事項ではない。

それから「選挙管理委員及び補充員の選挙について 実施の方法について検討が必



要」、これはなにか。

議事係主査 これまでやり方についてはその都度決めていた部分があったが、細かい部分まで理事会の場でその場でその都度協議しているというところがあるので、ある程度決めておいたほうがいいのかどうなのかということ課題としたところ。ただ、去年やったので、また次回というのが改選した後の4定のところになるので、そこできちっと決めた上で、申し合わせに載せるなりというようなことをしたほうが良いと考えている。

富本理事 次、「親族等の訃報の取扱い 議員本人の申し出による。」。

議会事務局次長 親族の場合はご本人に確認した上で、実際には我々も把握できない場合もある。それがわかった段階で、あと議長交際費からの支出もあるので、その辺含めて、どこまでお知らせをするのかとかいうのを確認しているというような状況。

副議長 これは直系の尊属と卑属だけか。

議会事務局次長 全部一親等以内。

富本理事 親と子どもだけ。おじいちゃんとか、そういうのはない。他区の人とかのが回ってくるのもあるのか。あと、区の職員の古い人とか。

議会事務局次長 他区から送られてきたものは、基本的に同一会派の方のところに戻している。

富本理事 これは本人の申し出によるしかない。

大変長くかかったが、とりあえず一通りなめてきた。今話してきた内容を含めて、あとほかにも気づいた点、民社とかはお話し合いされたみたいだが、ほかにはプラスアルファとかあるか。

小川理事 特別ない。

富本理事 一応今話し合った内容をもう一度担当書記のほうで改めてまとめて、1冊の冊子にできるものになるべくしていきたい。

議事係主査 1点だけ報告する。先ほどの追悼の辞だが、これはやはり本会議中に行っている。

富本理事 了解した。

それでは、本日の議題は以上だが、ほかには何かあるか。 では、以上で本日の議会運営委員会理事会を閉会する。

(午前11時18分 閉会)